寒河江市交通安全対策推進基金条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

寒河江市条例第９号

寒河江市交通安全対策推進基金条例

（設置の目的）

第１条　寒河江市における交通安全対策の推進に関する事業に要する経費に充てるため、寒河江市交通安全対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、西村山広域行政事務組合交通災害共済の廃止に伴う基金分配金とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要と認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する目的に基づく事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。